

一般財団法人日本ドッジボール協会公認指導者資格の更新制度について

＜更新制度導入の目的＞

準指導員＜区分Ⅰ＞の資格取得は2014年度より、また準指導員＜区分Ⅱ＞は2016年度より制度がスタートしました。現在においては、年度当初（年度ごと、決められた更新期間内）に更新料を支払うことで自動更新されています。

しかし、資格保有者の指導者としての資質向上やスキルアップ、また資格取得後も継続して指導者としての適性を維持・徹底していく必要性があります。こうした観点から当初より設置計画された指導者資格保有者の資格更新制度を導入開始します。

◎更新の適用期間と更新講習の受講について

公益財団法人日本スポーツ協会公認指導員の更新制度（4ヵ年の更新とその間に更新義務講習を1回以上受講する制度）に準じて当協会公認指導者も更新期間を4ヵ年度とし、その間に更新講習を受講していただくこととします。

資格取得年度を含む4ヵ年度以内に1回以上の更新講習を受講してください。

但、2014年度から2017年度に指導者資格を取得された方については、上記を適用外とし、詳細については、下記を参照願います。

（更新講習の主催、内容、受講確認（受講証明）等、及び資格保有者と要更新講習該当者と受講終了等についての管理方法については以下に記載します。）

◎更新制度が適用される資格取得者について

①2018年度以降に資格取得された方で5ヵ年度以降も資格保有を希望される方

資格取得年度を含む4ヵ年度以内に1回以上の更新講習を受講してください。

（例）2018年度資格取得者は2021年度末（2022年2月末日）の間に1回以上の更新講習受講。

②2017年度に資格取得された方で、2021年度以降も資格保有を希望される方

2018年度（2018年4月1日）から2020年度末（2021年2月末日）の間に1回以上の更新講習を受講してください。

③2014年度から2016年度中に資格取得された方で2020年度以降も資格保有を希望される方

2018年度（2018年4月1日）から2019年度末（2020年2月末日）の間に1回以上の更新講習を受講してください。

④以降、4ヵ年毎に継続して資格保有を希望される方は上記に準じて更新講習を受講してください。

◎更新講習会の開催について

①一般財団法人日本ドッジボール協会主催（指導委員会主管）する3時間以上の講習会

但、準指導員<区分Ⅱ>取得の一課程・集合学習④は資格取得のための講習会であり、更新講習とは開催目的の違うため、取得講習と更新講習とを兼ねて開催することはしません。

②各県協会や各ブロック連絡会が主催する3時間以上の講習会

但、講習会の具体的内容や募集要項等を事前にJDBA指導委員会にて審査しますので開催要項・案内の配信2週間前までにカリキュラムを提出してください。講習会内容が更新講習として適切か否かを判断いたします。

但、準指導員<区分Ⅰ>取得の一課程・集合学習①及び集合学習②は資格取得のための講習会であり、更新講習とは開催目的が違うため、取得講習と更新講習とを兼ねて開催することは認めません。

更新講習会の開催を予定される都道府県協会は、事前に所定の書式に必要事項を記入の上、JDBA指導委員会委員長に提出してください。

③上記の開催時期は各年度の4月1日より翌年2月末日までとしてください。

（理由）3月には次年度の更新案内をするためです。

④日本スポーツ協会（旧 日本体育協会）や各都道府県スポーツ協会（旧 都道府県体育協会）が各年度の4月1日から翌年2月末日までの間に主催開催する指導者のための講習会

但、講習会内容を事前に主催者に確認してください。受講証明証等が発行可能かどうかも事前に確認してください。

また、各年度4月1日より翌年2月末日までの間に開催される日本スポーツ協会公認指導員のための更新義務研修の場合、日本スポーツ協会公認指導員資格を保有していない者でも受講可能か、可能な場合、受講証明証が発行されるかどうかも事前に確認してください。

⑤その他、一般財団法人日本ドッジボール協会（JDBA 指導委員会）が認めた講習会

◎更新講習の受講時期

指導者資格を取得し保有期間4年ヵ度（取得年度を含む）経過以降も指導者資格の保有を希望する方は、資格取得後、資格保有期間満了年度の2月末日までに開催される前記①～⑤のいずれかの更新講習を受講してください。

（資格保有期間満了年度の2月末日までの理由）3月に次年度更新案内の可否を判断するためです。

◎更新講習受講証明証発行と受講確認

一般財団法人日本ドッジボール協会及び都道府県協会やブロック連絡会が主催する更新講習会では、受講者氏名、資格番号、講習会開催年月日、主催または主管の所属長の氏名の記載がある受講証明証を発行してください。（書式は別途）

4年間の保有期間を満了し、以後も保有を希望する方は更新講習の受講証明証（写し可）を各県協会事務局に提出してください。

◎指導者資格保有者名簿の管理と更新講習受講該当者の受講終了有無の管理、及び保有期間4年の満了後以降の資格保有者の管理について

①各都道府県協会は、JDBA事務局サイトより所属協会内の指導者資格保有者を常に把握し、適切な帳票類により氏名・取得年月日・更新時期等を把握管理してください。（帳票類の例は別途を参照願います。）

②4ヵ年度内に更新講習の受講完了の有無を受講証明証により確認把握し、毎年2月末日までに日本ドッジボール協会事務局に提出報告してください。

※日本ドッジボール協会は、その報告に基づき5年度目の更新案内の有無を行います。

一般財団法人日本ドッジボール協会公認指導者資格の更新制度の概要

①<2018年度 指導者資格取得者>

取得年度	更新年度			更新年度				更新年度
2018年	2019	2020	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年
	自動更新	自動更新	自動更新	更新○	自動更新	自動更新	自動更新	更新○
更新講習受講				更新講習受講				更新講習

<2019年度以降 指導者資格取得者>

上記①に準ずる

②<2017年度 指導者資格取得者>

取得年度	更新年度			更新年度				更新年度
2017年	2018	2019	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年
	自動更新	自動更新	自動更新	更新○	自動更新	自動更新	自動更新	更新○
更新講習受講				更新講習受講				更新講習

③<2014年度～2016年度 指導者資格取得者>

取得年度	更新年度		更新年度				更新年度
2014年 ~ 2016年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
	自動更新	自動更新	更新○	自動更新	自動更新	自動更新	更新○
更新講習受講			更新講習受講				更新講習

※更新講習を受講し、経年後に更新する場合でも更新料2,000円を支払必要がある。

※自動更新とは・・・年度初め（決められた更新期間内）に更新料2,000円を支払うことで自動的に更新されること。